

SEEDs支援事例：空き家の適正管理を促す封筒案内文へのナッジ活用

【趣旨】

堺市住宅まちづくり課が市民等に案内している、空き家の適正管理に関する制度の周知を進め、市への相談や支援制度の利用者増加を図るため、ナッジを活用した封筒デザインの提案による支援を行った。

【課題（ボトルネック）】

・情報に気づかない、申込方法が分かりにくい、面倒等の理由により、市の相談・支援制度が利用されない

【概要】

- 対象 固定資産税の支払い対象となる市民等
- 期間 2021年9月
- 内容 固定資産税等の書類を送付する封筒裏面の空き家の適正管理を促す案内文について、ナッジを活用したデザインに変更



空き家を放置しないで！

空き家は、危険建築物、環境、衛生など問題が多岐にわたっています。建物の劣化や樹木の繁茂等により、周辺に迷惑をかけるとともに、他人に損害を与えた場合には、空き家の**管理責任を問われる**可能性があります。空き家の所有者や管理者において適切な維持管理をお願いします。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定により、「特定空家等」の勧告を受けた土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の対象から除外され、**税金が上がります**。

「特定空家等」とは、以下の状態にあると認められる空き家をいいます。

- 屋根や外壁の剥離・崩落等、腐蝕等著しく安全上危険となるおそれがある
- ごみの不法投棄・下水道管のつまり等、著しく衛生上有害となるおそれがある
- 建物に朽腐き・樹木の繁茂等、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている
- 不審者の侵入・吉敷や害虫の発生等、その他周辺の生態環境の健全を脅かすおそれがあることと認められる

空き家の利活用等に係る住宅専門家相談（無料）・空家等利活用支援制度（無料）について
本市では、空き家の利活用等を促進するため、弁護士・司法書士・宅地建物取引士等による、「住宅専門家相談（無料）」を、事前予約制で実施しております。また、民間の不動産団体と連携して、空き家の利活用の相談・提案等の支援（無料）を行っております。詳しくは市ホームページをご覧ください。住宅まちづくり課（TEL.072-228-8215・FAX.072-228-8034）までお問い合わせください。堺市 空き家の対策 [検索](#)

※ 固定資産税・都市計画税に関するお問い合わせは、固定資産税課（納税通知書1枚目に記載のお問い合わせ先）までお願いします。



お持ちの空き家、現地の確認を！

- 屋根や外壁の剥離など、危険な箇所はありませんか？
- ごみの不法投棄など、衛生面で問題はありますか？
- 樹木の枝葉が伸びて周辺に迷惑をかけていませんか？
- 不審者の侵入や吉敷・害虫の発生などはありませんか？

① 他人に損害を与えた場合には、空き家の管理責任を問われることがあります。

申込実績100件以上！多くの人が空き家の利活用を始めています！

空き家の利活用、専門家に無料で相談

住宅専門家相談 弁護士・司法書士・宅地建物取引士等が、住宅（空き家等）の相談、トラブル、利活用のご相談に致します。 **無料** （まずは事前予約を）

空家等利活用支援制度 市と連携した民間不動産団体の協力事業者が、空き家の売却・賃貸・解体等についてのご相談や、ご提案を行います。 **無料** （市の協力事業者で安心）

空き家のご相談予約・利活用支援等のお申込みは

住宅まちづくり課 TEL.072-228-8215 FAX.072-228-8034

堺市 空き家の対策 [検索](#)

※ 固定資産税・都市計画税に関するお問い合わせは、固定資産税課（納税通知書1枚目に記載のお問い合わせ先）までお願いします。

【活用したナッジ】

- ・メッセージの単純化、具体的な動作指示（Easy）
- ・社会規範の提示、他者の行動の強調、コミットメントの促進（Social）